

委員からの主なご意見

委員からの主なご意見は以下の通りです。

○流況及び地形変化解析について

- ・今回の地形変化の計算では、年に数回起こるような波浪での非常に短期間の地形変化を検討しているが、例えば、整備後 10 年、20 年という長期間の変化についても予測しておくべきではないか。

○環境への影響について

- ・生物への影響として、整備による浮泥等の堆積が最も懸念される。これまでの実験実績や事例を整理するなど、対応を検討してほしい。
- ・潜堤の整備については、水中に消波ブロックを設置するとクラゲが空隙に入り漁業に悪影響がでるため、外側に消波ブロックを使用するのは避けてほしい。

○ワークショップでの整備案（断面案）に関する意見について

- ・ワークショップでどの観点で議論になっているかということをご共有認識することが重要であり、それが分かる意見のまとめとする必要がある。
- ・整備案の是非に関する意見は単純にどちらが多い少ないと処理できるものではなく、整備方針に合っているかどうかによって重み付けが異なるように思う。
- ・事業を進めていくにあたって基本となるコンセプト（整備方針）に従い、防護、利用、環境など項目ごとに意見を整理し、それぞれに評価をしていくと評価の根拠がわかりやすいのではないか。
- ・磯場の利用と環境保全について、プロムナード的な利用空間を創出するためには、部分的に磯場が縮小する可能性があることを説明し、その是非をワークショップの場で議論すべきである。
- ・護岸の嵩上げを行わないことを基本としているが、例えば、護岸を数十 cm 上げることで、沖側潜堤や護岸改良規模が縮小され、経済的に有利に働くならば、嵩上げについても再考の余地があるのではないか。

○整備案（平面計画案）の比較評価について

- ・整備の仕方と背後施設の防犯の問題については、満潮時干潮時の別や、護岸天端と前面との高低差、護岸の上部へよじ登る手掛かりの有無など、より具体的に整理すべきである。例えば、パラペット後退型は、常時立入が可能であるが、護岸をよじ登る手掛かりはなくなる。一方、消波ブロックはそれ自体がよじ登る手掛かりとなり得る。
- ・現時点で提案されているパラペット後退型案は、前面パラペットの高さが +4.0m で、ここに上がると視線は護岸天端以上となり、背後施設を覗けてしまう。プライバシーへの配慮が必要である。
- ・護岸改良する場合、工事中に仮設道路が必要となる。この仮設道路は、現在の消波ブロック設置範囲よりも沖側に整備される可能性があること、想定される天端高が +3.5m で、上がると視線はほぼ護岸天端と同じ高さになり背後施設が覗けてしまうことなど課題が多く、工夫が必要である。
- ・費用対効果を提示する場合は、数値に出る部分とでない部分があることに注意が必要である。例えば、沖に潜堤をつくると、工事費は高いが、魚礁効果などの良い影響もある。同じように、人が安全に水辺に近づけるとか、数値に現れない効果も見ないと比較する意味がない。
- ・磯場を損なうというデメリットの指摘が多くあるが、磯場という言葉を使う場合、どこを指しているのか、一般の人のイメージがどのようにあるのかを明確にしたほうが良い。
- ・磯の自然観察などの利用を考えると、一般の人が誰でもアクセスしやすいと、生物を一網打尽にしてしまう危険がある。大きな貝が多いといわれる中央エリア側にアクセスしにくい部分を残しておいて、利用しやすい場所で利用してもらい、継続的に生物が生息出来るような環境をつくるべき。

お知らせ

<住民意向調査（アンケート調査）実施のお知らせ>

上人ヶ浜地区の整備計画案の策定にあたり、平成 20 年度よりワークショップの開催やヒアリングを実施し、地域の方々のご意見を伺って参りました。さらに今後の検討の参考として、これまでワークショップにご参加頂いている方をはじめ、多くの方のご意見を伺うため、住民意向調査（アンケート調査）を実施致します（1月末配布、2月8日回収予定）。詳細は、下記のホームページよりご確認下さい。

<次回ワークショップ開催のお知らせ>

第5回ワークショップ（上人ヶ浜地区）は2月28日（日）に北部地区公民館にて開催します。詳細については、後日ご案内致します。

※別府港海岸の整備に関する情報は下記別府港湾・空港整備事務所ホームページに随時掲載していきます。是非ご覧下さい。
<http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/beppu/index.html>

別府里浜づくり新聞

第30号
平成22年
1月21日

第5回別府港海岸整備計画検討会を開催しました



検討会の概要

検討会では、まずはじめに、第4回検討会の主要意見とその対応について事務局より報告し、確認して頂きました。続いて、ワークショップで座長を務める管委員より、第4回ワークショップの概要を報告して頂きました（詳細は、別府里浜づくり新聞第27号、第28号を参照ください）。

次に、事務局より、整備案の検討結果についての説明を行いました。まず、これまでの整備方針と代替案に関する検討経緯を説明し、続いて第4回ワークショップで提示した想定しうる整備案（断面案）のバリエーションについて、ワークショップの参加者からの意見や技術的な検討による前回検討会からの変更内容を報告しました。さらに、これらを踏まえ作成した整備案（平面計画案）3案を示し、利用、環境への影響、施工性等の特徴を説明しました（詳細は、p.2～3に掲載）。最後に、想定されている潜堤の設置による環境への影響検討の結果として、地形変化及び海藻分布に及ぼす影響は小さく、海底地形や海藻の被度は現況から大きく変化することはないことを報告しました。

以上を踏まえ、討議では、整備案に対する特徴の整理の仕方や評価方法、環境への影響検討に対する更なる検討の要請など、様々なご意見やアドバイスを頂きました。

検討会では、今回提示した整備案（平面計画案）3案で今後検討を進めていくことが確認されました

整備案について委員よりご意見を頂き、今後は、以下の考え方で検討を進め、ワークショップに提案していくことが確認されました。

○沖側には潜堤を整備する。ただし、潜堤設置による浮泥などの環境への影響については更に検討を行う。

○護岸部分は、(1)現状のままとする案、(2)消波ブロックを撤去し護岸改良を行う案を基本として検討する。評価にあたっては、比較しやすいように、整備方針を踏まえつつ、環境、利用、景観、施工性、経済性等の特徴を整理する。

別府港海岸（上人ヶ浜地区）の整備計画の策定にあたり、行政、学識経験者及び住民代表からなる第5回別府港海岸整備計画検討会を、平成21年12月14日（月）午後1時30分より、別府亀の井ホテルにて開催しました。

今回の検討会では、第4回ワークショップで提示した整備案（断面案）に対するご意見を踏まえて作成した整備案（平面計画案）について、委員の方々に議論して頂きました。また、整備による流況及び地形変化に対する影響検討について報告し、ご議論頂きました。

<第5回 別府港海岸整備計画検討会会次第>

1. 開会
2. 議事
 - (1) 第4回検討会の主要意見と対応
 - (2) 第4回ワークショップの報告
 - (3) 整備案の検討結果
 - (4) 住民意向調査及び
第5回ワークショップ案
3. その他
4. 閉会



検討会の様子



小島委員長の挨拶の様子

整備案（平面計画案）について議論しました

第4回ワークショップで提示した整備案（断面案）に対して、護岸部分は現在の天端高よりも高くしないこと、水面よりも露出するような構造物はつくらないことが望ましいなどの意見を受け、整備案（平面計画案）を作成しました。最新の地形等のデータによる計算の結果、幅50mの潜堤を沖合に整備した場合、必要な防護水準を確保出来ることが確認されたため、平面案の検討にあたっては、①幅50mの潜堤のみを整備する案（案Ⅰ）、②潜堤幅を30mとして不足する防護機能を護岸改良により補う案（案Ⅱ）、③それぞれの案を組み合わせた案（案Ⅲ）の3案を提示しました。検討会での委員の方からの意見を反映し、各案について、利用や環境への影響に関する現状との比較によるメリット、デメリット、施工性に関する3案の比較を以下の表に整理しました。

例えば、護岸前面の磯浜の保全や背後施設の露天風呂等の利用に配慮することを重視した場合、案Ⅰのように護岸部分は整備しないことが考えられます。一方で、自然要素の多い環境にあつて消波ブロックの人工物が連続する海岸線の景観改善、消波ブロックの危険性の解消、上人ヶ浜公園からの連続したプロムナードの確保などを重視した場合、案Ⅱや案Ⅲのように消波ブロックを撤去し護岸改良することで、新たな海岸部の利用空間を創出することも考えられます。ただし、護岸を改良する場合は、工事期間中に現在消波ブロックが設置されている範囲よりもさらに沖側に工事用の仮設道路を整備することが想定されるため、工事期間後、既存の磯浜が一部損なわれる可能性があります。

これらのことを総合的に判断し、今後の整備案（平面計画案）の検討を進めていきます。

	案Ⅰ（潜堤1～3号：天端幅50m）	案Ⅱ（潜堤1～3号：天端幅30m）	案Ⅲ（潜堤1号：天端幅50m、潜堤2～3号：天端幅30m）
平面配置			
護岸断面			中央エリア：案Ⅰと同じ 南部エリア：案Ⅱと同じ
概要	<ul style="list-style-type: none"> 環境面や水産協調に力点を置き、潜堤の天端幅を最大限広くし（50m）護岸部は既存の状態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部の利用や景観面の改善に力点を置き、潜堤の天端幅は狭くし（30m）、護岸改良により防護機能を満足させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸部の利用は、上人ヶ浜公園との連続性と回遊性の確保が可能となる南部エリアに限定し、案Ⅰと案Ⅱを組み合わせる。
利用	<p>（現状との比較によるメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>（現状との比較によるデメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>（現状との比較によるメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸沿いをプロムナードとして利用することができ、上人ヶ浜公園の遊歩道から連続して海岸部を歩けるようになる。 護岸改良にともない、背後地から海岸部へアプローチできる箇所へ出入口を整備することで、海岸へのアクセスが向上する。 消波ブロックの撤去により、水際線の景観が改善する。 <p>（現状との比較によるデメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 前面パラベット部の上部や工事用の仮設道路から背後施設が覗けるため、プライバシーの確保に課題がある。 仮設道路の設置等により、工事期間中の海岸部の利用が制限される。 	<p>（現状との比較によるメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 南部エリアで海岸沿いをプロムナードとして利用することができ、上人ヶ浜公園から連続して海岸部を歩けるようになる。 護岸改良にともない、背後地から海岸部へアプローチできる箇所へ出入口を整備することで、利用の多い南部エリアで海岸へのアクセスが向上する。 消波ブロックの撤去により、上人ヶ浜公園からの水際線の景観が改善する。 <p>（現状との比較によるデメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 南部エリアにおいて、背後施設のプライバシーの確保に課題がある。 南部エリアにおいて、仮設道路の設置等により工事期間中の海岸部の利用が制限される。
環境への影響	<p>（現状との比較によるメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖側潜堤の天端幅が広く、魚礁機能が3案中最も高まる。 <p>（現状との比較によるデメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>（現状との比較によるメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖側潜堤の整備により、3案中最も狭い規模であるが魚礁機能が高まる。 <p>（現状との比較によるデメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 護岸改良にともない、工事期間中に整備する工事用の仮設道路が、既存の消波ブロックの設置範囲よりも沖側に整備されることが想定され、既存の磯浜を損なう可能性がある。 	<p>（現状との比較によるメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖側潜堤の整備により、魚礁機能が高まる。 <p>（現状との比較によるデメリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 案Ⅱよりも延長範囲は狭いものの、護岸改良にともない整備する工事用仮設道路により、既存の磯浜を損なう可能性がある。
施工性	<ul style="list-style-type: none"> 沖側潜堤の施工のみであるため、3案中最も工種が少なく、工期が短い。 施工時における周辺施設への配慮事項が最も少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 沖側潜堤及び護岸全面における施工であるため、3案中最も工種が多く、工期が長い。 施工時には、特に中央エリアの護岸背後施設のプライバシーに対する配慮が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 沖側潜堤及び南部エリアの護岸に対する施工であるため、工種は案Ⅱと同等であるが、護岸の整備延長が短い分、工期は短い。 施工時には、案Ⅱと比較して対象施設は少ないものの、護岸背後施設のプライバシーに対する配慮が必要となる。